

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成18年10月26日(2006.10.26)

【公開番号】特開2006-121199(P2006-121199A)

【公開日】平成18年5月11日(2006.5.11)

【年通号数】公開・登録公報2006-018

【出願番号】特願2004-304475(P2004-304475)

【国際特許分類】

H 04 L 29/10 (2006.01)

H 04 L 13/08 (2006.01)

【F I】

H 04 L 13/00 309 A

H 04 L 13/08

【手続補正書】

【提出日】平成18年9月8日(2006.9.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

チャネル使用許可期間を獲得し、該チャネル使用許可期間において宛先の通信装置に対し物理フレームを送信する物理フレーム送信手段と、

前記チャネル使用許可期間の終了間際に、前記宛先の通信装置の受信バッファに既に記憶されているMACフレームを上位層に渡すよう指令する目的で送達確認要求フレームを該宛先の通信装置に対し送信する送達確認要求フレーム送信手段とを具備する通信装置。

【請求項2】

前記送達確認要求フレーム送信手段は、前記物理フレーム送信手段による物理フレームの送信間隔に基づいて、前記送達確認要求フレームを送信すべきか否かを判定する請求項1に記載の通信装置。

【請求項3】

前記送達確認要求フレーム送信手段は、コンテンツショットフリー期間に続くコンテンツ期間の開始直後に最も高い優先度で前記送達確認要求フレームを送信する請求項1に記載の通信装置。

【請求項4】

前記物理フレームには、各々がシーケンス番号を有する複数のMACフレームがアグリゲートされており、

送信された物理フレームにアグリゲートされている複数のMACフレームのシーケンス番号を記憶する記憶手段と、

送信された物理フレームに応答し、始点シーケンス制御値を有する送達確認フレームを受信する受信手段と、

受信された送達確認フレームの前記始点シーケンス制御値が、前記記憶手段に記憶されたシーケンス番号のいずれかに一致するか否かを判定する判定手段と、

前記判定手段による判定結果に基づいて再送すべきMACフレームを決定し、該MACフレームがアグリゲートされた物理フレームを再送する再送手段とを具備する請求項1に記載の通信装置。

【請求項5】

前記物理フレームには、複数のMACフレームがアグリゲートされており、  
送信された物理フレームに応答し、送達確認識別子を有する送達確認フレームを受信する受信手段と、

受信された送達確認フレームの送達確認識別子を記憶する記憶手段と、

前記受信手段により第1の送達確認フレームを受信したならば、該第1の送達確認フレームの送達確認識別子が、前記記受信手段により既に受信され、かつ前記記憶手段に記憶されている第2の送達確認フレームの送達確認識別子に一致するか否かを判定する判定手段と、

前記判定手段による判定結果に基づいて再送すべきMACフレームを決定し、該MACフレームがアグリゲートされた物理フレームを再送する再送手段とを具備する請求項1に記載の通信装置。

#### 【請求項6】

前記物理フレームには、複数のMACフレームがアグリゲートされており、

送信された物理フレームに応答し、送達確認ビットマップを有する送達確認フレームを受信する受信手段と、

受信された送達確認フレームの送達確認ビットマップを記憶する記憶手段と、

前記受信手段により第1の送達確認フレームを受信したならば、該第1の送達確認フレームの送達確認ビットマップが、前記記受信手段により既に受信され、かつ前記記憶手段に記憶されている第2の送達確認フレームの送達確認ビットマップに一致するか否かを判定する判定手段と、

前記判定手段による判定結果に基づいて再送すべきMACフレームを決定し、該MACフレームがアグリゲートされた物理フレームを再送する再送手段とを具備する請求項1に記載の通信装置。

#### 【請求項7】

チャネル使用許可期間を獲得し、該チャネル使用許可期間において宛先の通信装置に対し物理フレームを送信する物理フレーム送信ステップと、

前記チャネル使用許可期間の終了間際に、前記宛先の通信装置の受信バッファに既に記憶されているMACフレームを上位層に渡すよう指令する目的で送達確認要求フレームを該宛先の通信装置に対し送信する送達確認要求フレーム送信ステップとを含む通信方法。